府公第 171 号-1 平成 24 年9月7日

公文書管理委員会 委員長 御厨 貴 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第29条第2号の規定に 基づき、別紙資源エネルギー庁行政文書管理規則の一部を改正する規則案につい て、諮問します。 資源エネルギー庁行政文書管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表(傍線部分は改正部分) ○資源エネルギー庁行政文書管理規則 (平成23・03・31資庁第3号)

改正案 資源エネルギー庁行政文書管理規則

第1条~第2条 (略)

第 3 条

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 「部等」とは、経済産業省組織令(平成 12年政令第254号)に定める部及び長 官官房各課をいう。

(6) 「課等」とは、経済産業省組織令に定め る本庁の内部部局に置かれる課及び資源工 ネルギー庁職制規程(平成13・01・0 6 資庁第1号)第6条第1項及び第7条第 1項の規定に基づき課に準ずる組織として 置かれる室並びにこれらに準ずるものとし て総括文書管理者が定めるものをいう。

第 4 条 ~ 第 5 条 (略)

第6条 主任文書管理者は、各部等の長をもって 充てる。

 $2 \sim 4$ (略)

第7条以下 (略)

資源エネルギー庁行政文書管理規則

第1条~第2条 (略)

第 3 条

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 「部等」とは、経済産業省組織令(平成12年政 令第254号)に定める部及び長官官房各課、 業省設置法 (平成11年法律第99号)及 原子力安全・保安院 業 省 組 織 令 に 定 め る 産 業 保 文書管理者が定めるものをいう。

経済産業省組織令に定める本庁の 内部部局に置かれる課及び経済産業省組織規則に定 める原子力安全・保安院及び産業保安監督部 資源エネルギー庁職制規程 <u>01・06</u> 資庁第1号) 第6条第1項及び第 1項の規定に基づき課に準ずる組織として置かれる 室、経済産業省組織規則に定める産業保安監督 びにこれらに準ずるものとして総括文書管理者が定 めるものをいう。

第 4 条 ~ 第 5 条 (略)

第6条主任文書管理者は、資源エネルギー庁内部部局 あっては各部等の長、原子力安全・保安院にあっ 産業保安監督部等にあっては各産業 長をもって充てる。

 $2 \sim 4$ (略)

|第7条以下 (略)